

令和3年度千葉市企業動向調査業務委託 仕様書

1 委託名

令和3年度 千葉市企業動向調査業務委託

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 履行場所

千葉市内

4 目的

- (1) 市内企業や事業所の景況感等を把握するため。
- (2) 市内企業や事業所が抱える課題などを把握し、効果的な支援策等を検討する際の一助とするため。

5 適用範囲

本仕様書は、千葉市（以下「発注者」という。）が発注する「令和3年度 千葉市企業動向調査業務委託」を受託したもの（以下「受託者」という。）が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

6 実施体制及び工程

本業務の実施にあたり、受託者は発注者の意図及び目的を十分理解した上で適正な人員を配置し、経験のある最上級の技術者が最高技術を発揮できるよう努力するとともに、適切な工程により、正確丁寧に行うものとする。

7 業務の指示及び監督

- (1) 受託者は本業務を実施するにあたり、当該契約に基づき発注者が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- (2) 受託者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、発注者と前もって協議し、その指示に従わなければならない。

8 業務内容

調査期間を以下の設定とし、上記「4 目的」に記載の目的を実現するため、各期において下記(1)～(5)の業務を実施すること。

- ・上期 令和3年 4月1日～令和3年9月30日
- ・下期 令和3年10月1日～令和4年3月31日

(1) 企業情報の調査

ア 調査対象

(ア) 件数

千葉市内に本社又は事業所を置く企業を対象とし、市内に本社を置く企業1,000件、市外に本社を置く市内の事業所1,000件、計2,000件とする。

(イ) 抽出の考え方

直近の総務省・経済産業省「経済センサス調査」における千葉市内の事業所数の産業分類別分布を参考とし、無作為抽出すること。なお、詳細は本市と協議の上、決定すること。

ただし、事業所については、本社が同一である事業所が市内に複数存在する場合は、そのうち1事業所のみを調査対象とすること。

イ 調査内容

(ア) 市内に本社を置く企業

a 企業の基本情報

企業名、所在地、資本金、従業員数、業種、設立年月、資本金、事業所数、代表者氏名・生年月日・役職等

b 決算情報

直近3期分について、決算年月、売上高・当期純利益等の実績値

(イ) 市外に本社を置く市内の事業所

a 事業所の基本情報

企業名、事業所名、事業所所在地、業種等

(2) アンケート調査（郵送・Web）

ア 調査対象

上記（1）と同様の企業・事業所を対象とし、送付数は各期2,000件とする。回収数について、各期800件を目標とし、かつ、各期500件は確保すること。

イ 調査実施時期

上期 令和3年7月～8月

下期 令和4年1月～2月

ウ 調査項目

調査項目は以下のとおり。ただし、詳細は本市と協議の上、決定すること。

(ア) 景況感調査

業況、売上・経常損益、資金繰り、人材過不足、生産設備・営業用設備等の景況感について、BSI・DIにて測定すること。

(イ) 付帯調査

テーマや設問については、期ごとに受託者が提案し、本市と協議の上決定すること。

エ 発送・回収方法

郵送により発送し、郵送及びWebにより回収すること。郵送料は、受託者の負担とする。

Web回答は、スマートフォン・パソコン等からアクセス可能な回答システムとする。また、調査対象者ごとにID・パスワードを発行し、ログインすることで回答が可能となる認証ページを設けること。

オ 調査資材

以下の調査資材について、各期2,000部を用意し、封入・封緘を行うこと。

ただし、詳細は本市と協議の上、決定すること。

(ア) 往信用・返信用封筒

往信用封筒は角2サイズ、返信用封筒は受託者宛ての長3サイズとする。

(イ) 依頼状

A4片面1枚程度とし、Web回答用URL及びQRコードを記載すること。

(ウ) 調査票

A3両面二つ折(A4換算4ページ)とする。

Web回答用URL及びQRコード、調査対象者ごとに発行したID・パスワードを記載すること。

(エ) その他

調査票発送の際は、本市施策の事業チラシを同封すること。

事業チラシはA4両面で1枚程度、本市よりPDF形式のデータを提供する。

調査資材とともに、受託者が印刷し、封入を行うこと。

カ 督促

調査票発送から概ね1週間後を目途に、未回収分全件を対象として、調査協力依頼葉書を送付するとともに、依頼コールを実施すること。

(ア) 調査協力依頼葉書

V型圧着葉書とし、葉書内側にWeb回答用URLやQRコード、調査対象者ごとに発行したID・パスワードを記載すること。

(イ) 調査協力依頼コール

調査対象者が不在であった場合は、1者につき最低3回は架電すること。

(3) ヒアリング調査

ア 調査対象

企業情報やアンケート調査結果から、より詳細な状況を知る必要があると判断される企業や事業所へ訪問する。調査対象は本市と協議の上、決定することとし、ヒアリング調査には本市職員が同行する。

訪問企業(事業所)数は、各期5件とする。

イ 調査時期

アンケート調査実施後、各期の終期までに実施する。

ウ 調査項目

企業情報や直近のアンケート調査の結果に基づき、ヒアリング内容を検討し、調査を実施すること。なお、詳細は本市と協議の上、決定する。

(4) 情報整理、分析、事業提案

以下に記載の事項については、受託者の知見を発揮し、各期実施すること。

- ・上期：情報整理、事業提案
- ・下期：情報整理

ア 情報整理

上期においては（１）～（３）、下期においては（２）（３）により得られた情報について、集計・分類・表やグラフへの加工等を行い、比較検討などの分析を行いやすい状態に整理すること。

なお、（１）（２）で得られた情報については、以下の点に留意すること。

（ア）企業情報について

市内に本社を置く企業１，０００件について、下記の各項目に整理すること。

ただし、詳細は本市と協議の上、決定する。

- a 業種別従業員数
- b 資本金規模別分布
- c 売上高推移、１社あたり平均売上高推移
- d 業種別売上高推移
- e 業種別売上高伸長率
- f 純損益推移、１社あたり平均純損益額推移
- g 業種別純損益推移
- h 業種別純損益伸長率

（イ）アンケート調査について

回収した調査票及びWeb回答について、記入内容の点検、自由回答を含むデータ入力・点検を行い、データベース化すること。

また、全設問について、単純集計を行うとともに、業種別、従業員規模別等、その他必要なクロス集計を行い、分析や考察を行うこと。あわせて、BSI・DIにて測定している景況感の設問については、過年度分を含めグラフ等を作成すること。

なお、過年度分の調査結果データについては、Excel形式により、本市から提供する。

イ 事業提案

「ア 情報整理」において整理した調査結果に加え、適宜追加のクロス集計等を実施し、分析を行うこと。

また、国・県・他市の類似調査結果との比較や、過年度分の本調査結果も踏まえて、総合的な分析や考察を行うこと。その上で、本市経済部門が対応すべき課題等について抽出するとともに、その課題解決に向けて実施すべき事業の提案を行うこと。

（５）報告書作成

（２）～（４）の調査結果等について、期ごとに報告書を作成すること。

また、景況感調査については、調査期間終了後速やかに集計し、報告書速報版を作成すること。

９ 成果物

下記成果物について、以下のとおり納品すること。

なお、下記（１）～（３）はCD-ROMによるデータ納品とする。

（１）（２）についてはWord形式及びPDF形式とし、白黒での出力を前提として作成すること。

（３）についてはExcel形式とすること。

		納品期日	
		上期	下期
(1)	報告書速報版	令和3年 8月31日	令和4年2月28日
(2)	報告書	令和3年10月31日	令和4年3月31日
(3)	調査結果入力データ、集計表	令和3年10月31日	令和4年3月31日

10 委託料の支払い

受託者は、下期の報告書等納品後、委託料の支払いを請求できる。発注者は、この報告があったときは、速やかに業務に係る検査を行い、当該検査により業務の完了を確認する。

また、委託料は、支払請求を受けた日から30日以内に委託料を支払う。

11 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。

12 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

ア 本業務の実施に係る成果物（報告書等）の所有権は全て発注者に帰属する。

イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

ア 本業務の実施にあたり、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

イ 上記にかかわらず、発注者がその方法を指定した場合はその限りではない。

13 その他

(1) 本仕様書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。

(2) 受託者が本委託業務の遂行にあたり知り得た市、個人・法人情報等の取扱いについては、十分注意し、本委託業務終了後も、他へ開示、漏えい及び目的外利用をしてはならない。

また、これらの情報漏えいにより生じた損害については、すべて受託者の責任において処理すること。

(3) 本委託業務に係る苦情・事故等が発生した場合は、迅速かつ適切な措置をとるとともに、遅滞なく市に報告すること。また、受託者が本委託業務の遂行に関し第三者に与えた損害は、その損害が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合は、受託者の責任においてその損害を補償すること。